

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
上記技術者が取得したCPD単位の合計 (①)			
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計 (②)			
CPD単位総計 (① + ②)			

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

CPD単位を取得した技術者名簿
(技術職員名簿に記載のある者を除く)

通番	氏名	生年月日	CPD単位
1	半田 太郎	平成8年5月5日	10
2	海部 花子	平成6年7月7日	
3	知立 次郎	平成5年9月9日	10
1 別紙二技術職員名簿に記載した方以外に、技術者の該当者がいれば記載します。(そのような方がいなければ、提出不要です。) 2 経営事項審査評点算出表(本手引きP110～P111)に記載の計算方法により、それぞれが取得した「CPD単位」を算出し、記載します。 3 本用紙に記載した単位数と別紙二技術職員名簿に記載した単位数の合計を合算し、最後の行の合計欄に記載します。 4 この数字が項番49と一致するように記載します。			
上記技術者が取得したCPD単位の合計(①)			20
技術職員名簿に記載のある技術職員が取得したCPD単位合計(②)			60
CPD単位総計(①+②)			80

記載要領

- 1 この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、建設業法第七条第二号イ、ロ若しくはハ又は同法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者又は一級若しくは二級の第一次検定に合格した者であって、規則別記様式第25号の14・別紙2に記載のない者について作成すること。
- 2 「CPD単位」の欄には、技術者がCPD認定団体によって修得を認定された単位数を、告示別表第十八の左欄に掲げるCPD認定団体ごとに右欄に掲げる数値で除し、30を乗じた数値を記載すること。
なお、小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

様式 11

(用紙A4)

年 月 日

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
合計	(人)			(人)	(人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号チ又は同条第四号チに規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和5年12月25日	○	
2	豊橋 三夫	昭和57年11月4日	—		
3	一宮 四美	昭和45年4月3日	令和5年12月25日		
4	岡崎 五朗	昭和33年12月24日	令和2年4月20日		○
5	半田 太郎	平成8年5月5日	令和6年2月28日	○	
6	海部 花子	平成6年7月7日	令和6年3月25日	○	
1 審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されており、審査基準日以前3年のうちに建設工事に従事した者の内、施工管理のみをしてた者を除いた方を記載します。 2 認定能力評価基準による評価（以下、「技能者レベル」）を受けている者について、審査基準日時点での最新の評価日を記載します。 技能者レベルの評価を受けていない者については「—」等を記載します。 3 審査基準日の3年前の日時点で受けている技能者レベルよりも、審査基準日において1つでもレベルが上がっている方にはレベルの向上の有無欄に「○」を記載します。 4 最後の行にそれぞれの該当者の人数を記載します。この人数が「その他の審査項目」の様式の項番50と一致するように記載します。					
合計	6 (人)			3 (人)	1 (人)

記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号又は同条第四号に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。

技能者名簿

通番	氏名	生年月日	評価日	レベル 向上の有無	控除対象
1	愛知 一郎	平成3年5月3日	令和5年12月25日	○	
2	豊橋 三夫	昭和57年11月4日	—		
3	一宮 四美	昭和45年4月3日	令和5年12月25日		
4	岡崎 五朗	昭和33年12月24日	令和2年4月20日		○
5	半田 太郎	平成8年5月5日	令和6年2月28日	○	
6	海部 花子	平成6年7月7日	令和6年3月25日	○	

技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

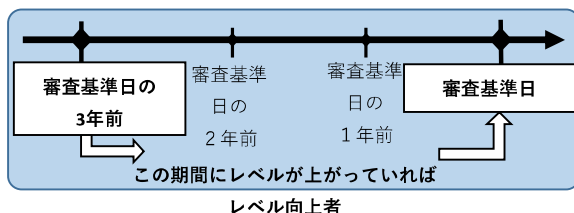
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

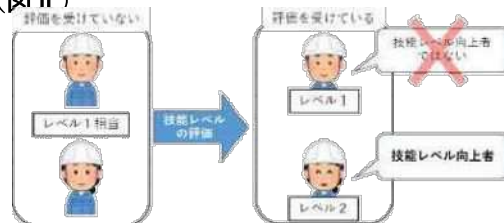
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



記載要領

- この表は、審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち、審査基準日以前三年間に、建設工事の施工に従事した者であって、建設業法施行規則第十四条の二第二号又は同条第四号に規定する建設工事に従事する者に該当する者（ただし、建設工事の施工の管理のみに従事した者は除く。）について作成すること。
- 「評価日」の欄には、技能者が審査基準日以前において認定能力評価基準により評価を受けている場合、その最も新しい評価を受けた日を記載すること。
- 「レベル向上の有無」の欄には、審査基準日以前三年間に、能力評価基準により受けた評価の区分が、審査基準日の三年前の日以前に受けた最新の評価の区分より1以上上位であった者に該当する場合に、○印を記載すること。
- 「控除対象」の欄には、審査基準日の3年前の日以前に能力評価基準により評価が最上位の区分に該当するとされた者の場合に、○印を記載すること。
- 本表の最後の行には、作成対象となる技能者、「レベル向上の有無」の欄に○印が記載された者、「控除対象」の欄に○印が記載された者、それぞれの合計人数を記載すること。